施設整備計画「短期入所生活介護事業所(併設型)の介護老人福祉施設転換整備」に係る質問書に対する回答

全質問•回答

No.	質問事項	「手引き」にお ける対象箇所	質問内容	回答内容
1	人員、設備基準に ついて	P8 〈設備基準の 概要〉※従来 型の場合	店室床面積に関して、当施設の多床室(4人部屋)の床面積は図面上 24.3㎡である。 手引きに記載の10.65㎡以上という床面積は、定員1人分の床面積か。 これに当てはめると、24.3㎡÷10.65㎡(1人分床面積)=2.28人	床面積は1人当たりの面積です。 ただし短期入所生活介護事業所および介護老人福祉施設の 設備基準には、入所者1人当たりの居室の床面積に関する経 過措置が定められております。今回の転換においても、当該 経過措置を適用し、現状の多床室の床面積、定員のままで転 換が可能です。
2	その他	P3 5 転換時期		転換整備は、介護老人福祉施設の入所待機者の早期解消を 目的としておりますので、段階的な転換については想定してお りません。今期の事業計画期間内を、転換時期として記載して おりますが、可能な限り年度内の転換をお願いいたします。